

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定通所介護事業所に関する特例)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(指定通所介護事業所に関する特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p><u>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</u></p> <p>第8条の2 条例第55条の8第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を条例第55条の8第1号に規定する登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</u></p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</u></p> <p><u>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準</u></p>

<p>第13条 第2条、第5条、第7条、<u>第8条</u>及び第10条の規定は、<u>条例第72条の2</u>に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>	<p><u>該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(4) 条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>第13条 第2条、第5条、第7条<u>から第8条の2</u>まで及び第10条の規定は、<u>条例第72条の2</u>に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、<u>下線の部分</u>である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。